

# 福岡県公報

令和三年三月三十日  
第百八十七号  
増刊 ①

## 目次

### 条 例 (第三号一第十四号)

- 職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例 (人事課) ……………二
- 特定大規模災害等に対処するための特殊勤務手当の特例に関する条例及び福岡県税条例の一部を改正する条例 (人事課) ……………三
- 東日本大震災の被災者に係る福岡県旅券発給手数料の特例に関する条例を廃止する条例 (国際政策課) ……………三
- 福岡県特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例 (社会活動推進課) ……………三
- 福岡県公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例 (生活衛生課) ……………四
- 福岡県保健福祉関係手数料条例の一部を改正する条例 (薬務課) ……………四
- 福岡県障がい福祉サービス事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例及び福岡県障がい児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例 (障がい福祉課) ……………五
- 福岡県道路構造の基準に関する条例の一部を改正する条例 (道路建設課) ……………六
- 福岡県建築都市関係手数料条例の一部を改正する条例 (建築都市総務課) ……………六
- 福岡県営住宅条例の一部を改正する条例 (県営住宅課) ……………六
- 福岡県県立学校職員定数条例及び福岡県市町村立学校職員定数条例の一部を改正する条例 (教育庁教職員課) ……………七
- 福岡県公安委員会の委員の服務の宣誓に関する条例及び福岡県警察職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例 ……………七

## 公布された条例のあらまし

◇ 職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例

(総務部人事課)

- 1 行政の事務の簡素化を図るため、職員の服務の宣誓について、宣誓書を見直すこととした。
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。

◇ 特定大規模災害等に対処するための特殊勤務手当の特例に関する条例及び福岡県税条例の一部を改正する条例

(総務部人事課)

- 1 新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律の制定に伴い、関係条例の規定を整理することとした。
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。

◇ 東日本大震災の被災者に係る福岡県旅券発給手数料の特例に関する条例を廃止する条例

(企画・地域振興部国際政策課)

- 1 東日本大震災の被災者に係る一般旅券の発給の特例に関する法律第二条第三項に規定する震災特例旅券の発給期間が終了することに伴い、その発給手数料の特例を定めた東日本大震災の被災者に係る福岡県旅券発給手数料の特例に関する条例を廃止することとした。
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。

◇ 福岡県特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例

(人づくり・県民生活部社会活動推進課)

- 1 特定非営利活動促進法の一部を改正する法律の制定により、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があった場合における公表方法が改められたこと等に伴い、所要の規定の整備を行うこととした。
- 2 この条例は、令和三年六月九日から施行することとした。

◇ 福岡県公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例

(保健医療介護部生活衛生課)

- 1 近年の子どもの心身の成長を考慮し、公衆浴場における男女の混浴制限年齢の基準について見直しを行うこととした。
- 2 この条例は、令和三年七月一日から施行することとした。

◇福岡県保健福祉関係手数料条例の一部を改正する条例

(保健医療介護部薬務課)

- 1 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律等の制定により、地域連携薬局及び専門医療機関連携薬局の認定制度が創設されることに伴い、当該認定の申請等に対する審査に係る手数料について定めるほか、所要の規定の整備を行うこととした。
- 2 この条例は、令和三年八月一日から施行することとした。ただし、地域連携薬局及び専門医療機関連携薬局の認定申請に係る第一条の規定については、令和三年六月一日から施行することとした。

◇福岡県障がい福祉サービス事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例及び福岡県障がい児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例

(福祉労働部障がい福祉課)

- 1 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の制定に伴い、指定障がい福祉サービス事業者等が虐待防止に係る措置を講ずることを義務付けるほか、所要の規定の整備を行うこととした。
- 2 一 この条例は、令和三年四月一日から施行することとした。  
二 所要の経過措置を設けることとした。

◇福岡県道路構造の基準に関する条例の一部を改正する条例

(県土整備部道路建設課)

- 1 道路法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令の制定による道路構造令の一部改正に伴い、歩行者利便増進道路に関する基準を定めるほか、所要の規定の整備を行うこととした。
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。

◇福岡県建築都市関係手数料条例の一部を改正する条例

(建築都市部建築都市総務課)

- 1 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律の制定に伴い、所要の規定の整備を行うこととした。
- 2 この条例は、令和三年四月一日から施行することとした。

◇福岡県営住宅条例の一部を改正する条例

(建築都市部県営住宅課)

- 1 県営住宅のより一層の適正な管理及び入居者の安全、安心な生活の確保を図るため、迷惑行為又は家賃の滞納により県営住宅の明渡請求を受けた者の再入居を制限すること等について、所要の規定の整備を行うこととした。
- 2 この条例は、令和三年七月一日から施行することとした。

◇福岡県立学校職員定数条例及び福岡県市町村立学校職員定数条例の一部を改正する条例

(教育庁教職員課)

- 1 県立学校及び市町村立学校の教育内容の充実、児童生徒数の変動等に伴い、当該学校の職員の定数を改めることとした。
- 2 この条例は、令和三年四月一日から施行することとした。

◇福岡県公安委員会の委員の服務の宣誓に関する条例及び福岡県警察職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例

(警察本部警務課)

- 1 行政手続の簡素化を図るため、公安委員会の委員及び警察職員の服務の宣誓について、宣誓書を見直すこととした。
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。

条 例

職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年三月三十日

福岡県知事職務代理者

福岡県副知事 大曲 昭 恵

六項中「第十条第三項」を「第十条第四項」に改める。

附則

この条例は、令和三年六月九日から施行する。

福岡県公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年三月三十日

福岡県知事職務代理者

福岡県副知事 大曲 昭恵

福岡県条例第七号

福岡県公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例

福岡県公衆浴場法施行条例（昭和六十三年福岡県条例第三号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項第四号中「十歳」を「七歳」に改める。

附則

この条例は、令和三年七月一日から施行する。

福岡県保健福祉関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年三月三十日

福岡県知事職務代理者

福岡県副知事 大曲 昭恵

福岡県条例第八号

福岡県保健福祉関係手数料条例の一部を改正する条例

第一条 福岡県保健福祉関係手数料条例（平成十二年福岡県条例第十三号）の一部を次のように改正する。

別表中一一六の項を削り、一一五の項を一一六の項とし、一一四の項を一一五の項とし、一一三の三の項の次に次のように加える。

一一四	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等（令和元年法律第六十三号）附則第十二条第七項	薬局認定申請手数料	一一、〇〇〇円
-----	--	-----------	---------

の規定により、同法第二条の規定による改正後の医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第六条の二第一項又は第六条の三第一項の規定の例により行われる認定の申請に対する審査

第二条 福岡県保健福祉関係手数料条例の一部を次のように改正する。

別表一一三の二の項中「第一条の五第一項」を「第二条の三第一項」に改め、同表一一三の三の項中「第一条の六第一項」を「第二条の四第一項」に改め、同表一一四の項を次のように改める。

一一四	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第六条の二第一項の規定による地域連携薬局又は同法第六条の三第一項の専門医療機関連携薬局の認定の申請に対する審査	薬局認定申請手数料	一一、〇〇〇円
-----	--	-----------	---------

別表一一四の項の次に次のように加える。

一一四の二	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第六条の二第四項の規定による地域連携薬局又は同法第六条の三第五項の専門医療機関連携薬局の認定の更新の申請に対する審査	薬局認定更新申請手数料	一一、〇〇〇円
一一四の三	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第二条の八第一項の規定による地域連携薬局の認定証又は専門医療機関連携薬局の認定証の書換交付の申請に対する審査	地域連携薬局認定証又は専門医療機関連携薬局認定証の書換交付申請手数料	二、〇〇〇円
一一四の四	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第二条の九第一項の規定による地域連携薬局の認定証又は専門医療機関連携薬局の認定証の再交付の申請に対する審査	地域連携薬局認定証又は専門医療機関連携薬局認定証の再交付申請手数料	二、九〇〇円

別表一一九の五の項中「第三十九条第四項」を「第三十九条第六項」に改め、同表一一九の七の項中「第四十条の五第四項」を「第四十条の五第六項」に改め、同表一二一の六の項から一二一の八の項までの規定中「第十二条第二項」を「第十二条第四項」に改め、同表一二一の九の項及び一二一の十の項中「第二十三条の二第二項」

を「第二十三条の二第四項」に改め、同表一二一の十一の項中「第二十三条の二十第二項」を「第二十三条の二十第四項」に改め、同表一二八の項から一三〇の項までの規定中「第十三条第三項」を「第十三条第四項」に改め、同表一三二の項から一三一の三の項までの規定中「第十三条第六項」を「第十三条第八項」に改め、同表一三四の項中「同条第十三項」を「同条第十五項」に改め、同表一三五の項及び一三六の項中「第十四条第十三項」を「第十四条第十五項」に改め、同表一三八の項中「第四十条の二第三項」を「第四十条の二第四項」に改め、同表一三九の項中「第四十条の二第五項」を「第四十条の二第七項」に改める。

**附則**

この条例は、令和三年八月一日から施行する。ただし、第一条の規定は、令和三年六月一日から施行する。

福岡県障がい福祉サービス事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例及び福岡県障がい児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年三月三十日

福岡県知事職務代理者

福岡県副知事 大 曲 昭 恵

**福岡県条例第九号**

福岡県障がい福祉サービス事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する

条例及び福岡県障がい児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等

に関する条例の一部を改正する条例

(福岡県障がい福祉サービス事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部改正)

**第一条** 福岡県障がい福祉サービス事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例(平成二十四年福岡県条例第五十七号)の一部を次のように改正する。

第四条第三項中「責任者を設置する等」を削り、「講ずるよう努めなければならない」を「講じなければならない」に改める。

第十七条に次の一項を加える。

3 第一項の事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第二十条第三項、第三十一条第三項、第三十五条第三項、第三十九条第四項及び第四十三条第四項中「責任者を設置する等」を削り、「講ずるよう努めなければならない」を「講じなければならない」に改める。

(福岡県障がい児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部改正)

**第二条** 福岡県障がい児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例(平成二十四年福岡県条例第五十八号)の一部を次のように改正する。

第四条第四項中「責任者を設置する等」を削り、「講ずるよう努めなければならない」を「講じなければならない」に改める。

第九条に次の一項を加える。

3 第一項の事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第十二条第四項中「責任者を設置する等」を削り、「講ずるよう努めなければならない」を「講じなければならない」に改める。

第十七条を削る。

第十七条の二中「第九条の二」を「第九条及び第九条の二」に改め、同条に後段として次のように加え、同条を第十七条とする。

この場合において、第九条第二項中「定期的に避難、救出等の訓練を」とあるのは、「避難及び消火に対する訓練にあっては毎月一回、救出その他必要な訓練にあっては定期的に」と読み替えるものとする。

**附則**

(施行期日)

1 この条例は、令和三年四月一日から施行する。

(虐待の防止に係る経過措置)

2 この条例の施行の日から令和四年三月三十一日までの間、第一条の規定による改正後の福岡県障がい福祉サービス事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例第四十条第三項、第二十条第三項、第三十一条第三項、第三十五条第三項、第三十九条第